

繰越明許費について（議案第29号資料）

第 2 表 繰越明許費

○ 戸籍住民基本台帳事務（2 款 総務費 3 項 戸籍住民基本台帳費）

補正前額	今回補正額	計	繰越明許額
77,420千円	△808千円	76,612千円	8,725千円
<繰越科目の内訳>			
（役務費） 16,871千円	0千円	16,871千円	6,225千円
（委託料） 60,549千円	△808千円	59,741千円	2,500千円

理由

戸籍振り仮名記載通知作成業務及び振り仮名記載通知はがきの郵送業務について、令和 6 年度中に事業が完了しないため、繰越しを行うものである。

○ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業（3 款 民生費 1 項 社会福祉費）

補正前額	今回補正額	計	繰越明許額
1,283,947千円	△74,627千円	1,209,320千円	357,183千円
<繰越科目の内訳>			
（需用費） 400千円	0千円	400千円	200千円
（役務費） 10,308千円	△2,386千円	7,922千円	2,581千円
（委託料） 72,239千円	△21,161千円	51,078千円	14,122千円
（工事請負費） 500千円	0千円	500千円	280千円
（補助金） 1,200,500千円	△51,080千円	1,149,420千円	340,000千円

理由

物価高騰対策給付金事業（令和 6 年度住民税非課税給付 3 万円・こども加算 2 万円）について、令和 6 年度中に給付が完了しないため、繰越しを行うものである。

○ 介護保険施設等整備事業（3 款 民生費 1 項 社会福祉費）

補正前額	今回補正額	計	繰越明許額
（負担金、補助及び交付金） 227,368 千円	△10,067千円	217,301千円	51,010千円

理由

吉祥寺南町の市有地を活用し開設準備を進めている看護小規模多機能型居宅介護施設について、工期が 2 か年度にわたることとなったため、繰越しを行うものである。

○ 高齢者総合センター管理運営事業（３款 民生費 １項 社会福祉費）

補正前額	今回補正額	計	繰越明許額
(工事請負費) 831,359 千円	△72,000千円	759,359千円	82,900千円

理由

高齢者総合センター大規模改修工事における電気工事について、受注業者から中間前金払の希望がなく、支払いを令和７年度に行う必要があるため、繰越しを行うものである。

○ 保育所等運営委託・給付事業（３款 民生費 ２項 児童福祉費）

補正前額	今回補正額	計	繰越明許額
(負担金、補助及び交付金) 1,992,130 千円	26,893千円	2,019,023千円	53,517千円

理由

① 大型台風の影響で建材が納期遅延となったこと等に伴い、新規開設予定の認定こども園の園庭整備の一部が令和６年度中に完了しないため、武蔵野市民間保育所施設整備費補助金41,632千円について、繰越しを行うものである。

② 千川保育園の避難用滑り台更新工事が入札不調となり、令和６年度中に完了しないため、子ども協会園工事費補助金11,885千円について、繰越しを行うものである。

○ 都市計画道路３・４・２号線事業（８款 土木費 ３項 都市計画費）

補正前額	今回補正額	計	繰越明許額
(公有財産購入費) 539,805千円	△201,561千円	338,244千円	48,159千円

理由

都市計画道路３・４・２号線事業の土地購入において、地権者の移転要望に伴い早期の契約が必要となったものの、移転工事が令和６年度中に完了しないため、繰越しを行うものである。

○ 小学校改築事業（10款 教育費 ２項 小学校費）

補正前額	今回補正額	計	繰越明許額
(委託料) 93,549 千円	△17,985千円	75,564千円	708千円

理由

第五小学校解体工事において、工事監理委託の受注者から委託料の部分払の希望がなく、支払を令和７年度に行う必要があるため、繰越しを行うものである。

○ 校舎等施設維持管理（10款 教育費 3項 中学校費）

補正前額	今回補正額	計	繰越明許額
208,196 千円	△4,506千円	203,690千円	26,607千円
<繰越科目の内訳>			
（委託料） 68,406千円	△3,898千円	64,508千円	1,540千円
（工事請負費） 139,790千円	△608千円	139,182千円	25,067千円

理由

第一中学校音楽室棟大規模改修工事において、工事監理委託、電気設備工事及び機械設備工事分について、受注者から部分払及び前金払の希望がなく、支払を令和7年度に行う必要があるため、繰越しを行うものである。

○ 中学校改築事業（10款 教育費 3項 中学校費）

補正前額	今回補正額	計	繰越明許額
（工事請負費） 5,768,655 千円	0千円	5,768,655千円	191,200千円

理由

第一中学校改築工事（建築・電気設備・機械設備）の部分払について、当初の想定よりも金額が小さかったことから、残額について令和7年度に支払を行う必要があるため、繰越しを行うものである。

担当課 財務部財政課